

市議会からお知らせ

第2回臨時会、第4回定例会を開催

【問合先】議会事務局議会係 ☎ 3194

第2回臨時会は、11月30日の1日間を会期として開催し、市長から提出された条例、補正予算を審議し原案どおり可決しました。

議決内容は、国家公務員の給与に関する人事院勧告によって、国家公務員の給与が改定されたことに伴い準じた「三笠市長等の給料等条例の一部改正」ほか6件です。

第4回定例会は、12月14日から22日までの9日間を会期として開催し、市長と議員が提案した議案の審議を行い、すべて原案どおり可決しました。

一般質問

今回の定例会は5人の議員から次のとおり一般質問の通告があり2日にわたって、建設的な議論が行われました。

【澤田議員】

▼市立三笠総合病院について(市政懇談会の総括、市民説明に至るまでの経緯)

▼今後の農業政策について(生産調整制度、農協との連携)

【畠山議員】

▼市立三笠総合病院について(経営改善策等)

▼石炭地下ガス化について(今後の工程)

【折笠議員】

▼東清住地区養豚場について(臭気の問題、法的手段の考え方)

▼商工業活性化事業やる気応援補助金について(各事業に対する補助内容の見直し)

▼桂沢ダム60周年を迎えるにあたって(記念事業の実施)

【武田議員】

▼旧幌内小学校について(現状と今後の考え方)

▼ミカサモダンアートミュージアムについて(今後の考え方)

【只野議員】

▼国民健康保険について(広域化による影響)

▼市立三笠総合病院について(市政懇談会、救急体制、経営改善、病院の規模縮小の検討)

主な議決内容

人口や業務用水量の減少により給水収益の減収が見込まれることから、水道事業会計の健全な経営の確保を目的に水道料金を14.8%引き上げる「三笠市水道給水条例の一部改正」などの条例改正2件。

美園地区の道管住宅を、北海道から事業主体変更により三笠市が取得する費用4,660万円、市内定住の促進と地域振興を図ることを目的に住宅を新築若しくは中古住宅を購入する方に対し、建設費用の一部を助成する費用700万円などを増額する「平成28年度三笠市一般会計補正予算(第4回)」など補正予算5件。そのほか「人権擁護委員候補者の推薦」1件。

また議員提案では、議員の政治倫理に関して基本事項を定めた「三笠市議会議員政治倫理条例の制定」1件、議員の私傷病などまたは刑事事件により、長期

間にわたり会議に出席できず議員活動に大きな支障を来す場合に、議員報酬の減額または一時差止めなどを行うよう改正する

「三笠市議会議員報酬等条例の一部改正」1件、「議会運営委員会及び常任委員会所管事項調査」1件と「地域防災力の向上と強い防災拠点の整備を求める意見書」など意見書3件を原案どおり可決しました。

今回の定例会では、28人の方が傍聴しています。

今回の定例会は3月に開催します。皆さんの傍聴をお待ちしています。

※本会議の会議録は、出来上がり次第、市ホームページの三笠市議会に掲載していますので、ぜひご覧ください。また、市役所1階市民生活課市民室と公民館内図書館入り口横にも会議録を閲覧できるよう設置しています。

重要議案に対する採決結果

三笠市議会基本条例第4条第5項では、重要な議案に対する各議員の対応を、市民が的確に評価できるよう広報などで情報

の提供に努めることとしています。

この規定に基づき、各議員の対応を次のとおり公表します。

事件名(内容)	議決月日	賛成	反対	退席	議決結果
三笠市水道給水条例の一部改正 (水道事業会計の健全な経営の確保を目的とした水道料金の改定) ・家事用、業務用、浴場用、臨時用14.8%引き上げ	12月22日	6	1	1	可決
		折笠山内藤 儀	只野	澤田	

※谷津議員は、議長のため採決には加わっていません。

※重要な議案とは、市政運営に重大な影響をもたらす新たな事業や、公共料金の改定、議会組織に関すること(議員定数など)です。



用意する書類など

申告に必要な持ち物のチェックにお使いください。

- マイナンバーカードの写し
- 印かん(シャチハタ不可)
- または通知カードと本人確認書類(運転免許証など)の写し
- 健康保険証
- ※今年度から市道民税申告書・所得税確定申告書に個人番号の記載が必要です。持参しなかった場合には、担当課に照会しますのでご了承ください。
- 健康保険料・介護保険料の領収書など
- 生命保険料・地震保険料などの控除証明書
- 医療費の領収書など
- 送付された申告書
- 本人・扶養親族の身体障害者手帳など
- ※税務署から申告書などが送付された場合は、一緒にお持ちください。
- 所得税が還付になる方は、本人名義の口座番号など
- ※例年確定申告書を提出されている方には、市道民税申告書を送付しない場合があります。
- その他申告に必要な書類

市道民税の申告

【問合せ先】税務財政課市税係 ☎ 3186

1日(水)から市道民税の申告、13日(月)から所得税の確定申告を受け付けます。年末調整を受けていない方や医療費控除を受けようとする方は、申告により納付する税額を確定し、税の還付を受けられる場合があります。

市役所以外での申告日程

(下記の日程の間は、市役所で受け付けできません)

日程	会場	時間
2月17日(金)	唐松市民センター	午前9時30分～正午 午後1時～3時
20日(月)	美園市民センター	
21日(火)	山の手市民センター	
22日(水)	三笠市民センター	午前9時30分～11時30分 午後1時～3時
23日(木)	多目的研修センター	
23日(木)	岡山市民センター	午前9時30分～正午 午後1時～3時
24日(金)	幾春別市民センター	
27日(月)	弥生市民センター	
28日(火)	幌内市民センター	

※申告の内容によって受け付けと順序が変わったり、長時間お待ちいただくことがありますのでご了承ください。医療費の集計を済ませておくことで受け付けがスムーズに行えますので、ご協力をお願いします。

岩見沢税務署の申告日程

会場	税の種類	申告期間
岩見沢税務署 岩見沢市2条東4丁目 ☎0126-22-0810	所得税	2月16日(木)～3月15日(水)
	贈与税	2月1日(水)～3月15日(水)
	消費税	3月31日(金)まで

【時間】午前8時30分～午後5時

※上記の期間以外は申告会場がないため、待ち時間が長くなることが予想されます。

※譲渡所得の申告は、事前に電話予約が必要です。



市道民税の申告が不要な方

▼税務署で確定申告を行った方
▼年末調整を行った給与以外の収入が無く、控除内容に変更のない方

申告は忘れずに

市道民税の申告を行わないと、次の軽減などが受けられない場合がありますので必ず申告してください。

- ▼国民健康保険料・国民年金保険料などの軽減
- ▼扶養関係の証明など

申告期間・場所

【期間】市道民税：2月1日(水)～3月15日(水)
所得税：2月13日(月)～3月15日(水)
※土・日曜日、祝日を除きます。
【会場】市役所201号室
【受付時間】午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)
※市役所入り口の開錠は午前8時です。